

<お知らせ>

平成22年9月吉日

大稲自動車株式会社は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)第11条第1項の規定に基づき、平成22年7月30日に九州運輸局宛に特定事業計画の認定申請を提出し、平成22年8月24日付けで認定されました。

=====

【経緯】

福岡交通圏は、平成21年10月1日に、タクシー車両の供給過剰等により地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域のひとつとして「特定地域」に指定されました。

前述のタクシー特措法によって設置された地域協議会()は、計3回の会合(平成21年11月6日、平成22年2月17日、平成22年3月26日)を経て、タクシーサービスの更なる向上に向けた道筋や福岡交通圏におけるタクシーの適正車両数の提示などを示し、平成22年3月26日に「地域計画」が策定されました。

地域協議会は、福岡運輸支局、福岡労働局、福岡県、福岡市、福岡県消費者協会、交通労連、自交総連、私鉄労組、福岡県タクシー協会、福岡市タクシー協会、福岡県個人タクシー協会等で組織されています。

当社では、この「地域計画」に基づき、減車を含む事業再構築を記載した「特定事業計画」を作成し、平成22年7月30日に、九州運輸局へ認定申請書を提出しました。

【減車を含む事業再構築に対する当社の考え方】

当社の特定事業計画は、「子育て支援タクシーの拡充、妊婦支援タクシーの拡充、ケア輸送サービスの拡充、観光タクシーの企画・販売、観光タクシー乗務員の養成」を掲げ、そのサービスを担う乗務員の厳選な採用及び教育研修の徹底により、タクシー車両の効率的な運用を図って、車両数の削減を含む事業再構築を実施する計画となっており、これによって地域交通の健全な発展に努めていきたいと考えています。

子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、ケア輸送サービス、観光タクシーでは、担当する乗務員による質の高いサービスが必要となります。

そのために、二次面接制度を活用して厳選した採用を行った上で、意識の高い乗務員を確保し、採用後には、「サービス介助士2級」の資格取得など、接客対応の徹底した教育研修を実施することが極めて重要であると考えています。

このような「厳選した採用と教育研修の徹底」により、乗務員数は絞られ、車両数を削減しても、効率的な運用が可能となります。

一方で、地域におけるタクシー車両の供給過剰は、交通事故の多発など、子ども・女性・高齢者などの安全を脅かすものであり、安全性の確保のためにも抑制しなければならないものと認識しています。

よって、妊婦支援タクシー等の各種サービスを向上させつつ、車両の効率的な運用を通じて、地域における健全な交通の発展に努めていきたいと考えています。皆様のご理解をお願いします。

=====